

山形県にお住まいのがん等の患者さんへ 妊よう性温存治療費助成事業(妊よう性温存療法)のご案内

山形県では、将来子どもを産み育てることを希望されるがん等の患者さんに対して、がん治療に際して行う妊よう性温存療法に係る治療費の一部を助成します。

- ◇ 「妊よう性」とは、妊娠するための機能、妊娠する能力のことです。
- ◇ がん治療（化学療法、放射線療法）などの副作用により、主に卵巣、精巣等の機能に影響がおよび、妊よう性が低下したり、失われる場合があります。
- ◇ がん治療などの前に、卵子、精子、胚（受精卵）等を採用し、長期的に凍結し、保存する治療が、妊よう性温存治療（療法）です。

対象となる方

次の全てに該当する方

- 1 申請時点において山形県内に住所を有している方
- 2 精子や卵子等の凍結保存時に43歳未満の方
- 3 原疾患（右欄の「対象となる疾患」）の治療により、妊よう性が低下するおそれがあり、原疾患の担当医師と妊よう性温存治療の担当医師が、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- 4 山形県又は他都道府県が指定した妊よう性温存療法実施医療機関において、妊よう性温存療法に係る治療を実施した方
- 5 申請しようとする妊よう性温存療法に係る治療について、他制度による助成を受けていない方
- 6 「小児・AYA世代のがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業」（厚生労働省）への参加を同意される方

対象となる疾患

次のいずれかの疾患

○がん

次のいずれかに該当するもの

- ・ 「小児・AYA世代がん患者等の妊よう性温存に関する診療ガイドライン」の妊よう性低下リスク分類に示された治療を受けるもの
- ・ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるもの（乳がん等）

○非がん疾患

次のいずれかに該当するもの

- ・ 造血幹細胞移植が実施されるもの（再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等）
- ・ アルキル化剤が投与されるもの（全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等）

対象となる妊よう性温存療法に係る治療と助成回数及び助成上限額

治療内容	助成回数	助成上限額／1回
胚（受精卵）の凍結	通算2回まで (県外で助成を受けた場合も通算します。)	35万円
未受精卵子の凍結		20万円
卵巣組織の凍結		40万円
精子の凍結		2万5千円
精子の凍結（精巣内精子採取術によるもの）		35万円

※助成対象となる費用は、治療に要する医療保険適用外費用（初回の凍結保存に要する費用を含む。）に限ります。入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料など治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持にかかる費用は対象外です。

申請に必要なもの

- 1 山形県がん患者妊よう性温存治療費助成事業申請書（妊よう性温存療法分）
 - 2 妊よう性温存療法実施医療機関が発行する証明書
 - 3 妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関が発行する証明書
※2の医療機関とは別の機関で助成対象の治療の一部を実施し、当該費用を含めて申請する場合のみ
 - 4 原疾患治療実施医療機関が発行する証明書
 - 5 夫婦であることを証明できる書類
※胚（受精卵）の凍結に係る申請をする場合のみ
(1)法律婚：戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）
(2)事実婚：夫婦それぞれの戸籍謄本及び住民票（個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内）並びに事実婚関係に関する申立書
 - 6 山形県内に住所を有していることが確認できる書類
(住民票の場合は個人番号の記載のないもので、発行から3か月以内のもの。5で確認できる場合は省略可能。)
 - 7 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等（カナ名義及び口座番号がわかるもの）の写し
 - 8 妊よう性温存療法に係る治療費の領収書の原本及び診療明細書の原本（コピー後、返却します。)
 - 9 状況に応じ、追加の書類をお願いする場合があります。
- ※2から4の証明書の発行に費用がかかる場合がありますが、自己負担になります。

申請の流れ

- 1 原疾患治療実施医療機関及び妊よう性温存療法実施医療機関で、がん等の治療による生殖機能への影響及び妊よう性温存療法の可否について説明を受ける。
- 2 妊よう性温存療法を受ける。
- 3 左記1～8の書類を【提出先】あて郵送又は持参により提出

【提出期限】

原則、妊よう性温存治療費の支払日の属する年度内。これによりがたい場合は、個別にご相談ください。

- 4 支給決定（不支給決定）通知を受け取る。
- 5 助成金の受給（口座振込）。

申請様式・証明書様式は、下記からダウンロードいただけます。

山形県がん患者妊よう性温存治療費助成事業 検索

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/iryu/gan/ninyoseionzon.html>



山形県指定医療機関（妊よう性温存療法実施医療機関）

医療機関名	医療機関所在地	電話番号
国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	023-628-5159 (がん患者相談室)
ゆめクリニック	米沢市東3-9-3	0238-26-1537

○上記のほか、他都道府県知事が指定した県外の医療機関で治療を受けた場合も対象になります。

県内のがん相談窓口（がん相談支援センター）

名称	所在地	電話番号
山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	023-685-2757
山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	023-628-5159
山形市立病院済生館	山形市七日町1-3-26	023-634-7161
山形県立新庄病院	新庄市金沢720-1	0233-22-5525
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
日本海総合病院	酒田市あきほ町30	0234-26-5282
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5180
山形県がん総合相談支援センター	山形市蔵王成沢字向久保田2220 (やまがた健康推進機構内)	0800-800-8230 (フリーアクセス)

【提出先・お問合せ先】

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1
山形県健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課

電話：023-630-2919
FAX：023-630-2271